

# 尼崎市弥生ヶ丘墓園

## 墓地使用申込の募集案内（令和8年6月）

尼崎市弥生ヶ丘墓園の墓地使用者を募集します。

申込には条件がありますので、申込資格をよく確認してからお申込みください。

墓地当選後に「墓地の使用について親族の了解が得られなかった」等の理由で辞退されることが多く見受けられます。申込みにあたりましては、親族等の関係者の方々と墓地取得についてのご相談を経たうえで申込みしていただきますようお願いいたします。

### 1 募集概要

- (1) 墓地の場所  
尼崎市弥生ヶ丘墓園（尼崎市弥生ヶ丘町）
- (2) 募集区画数  
50区画（新規4区画、返還46区画）
- (3) 申込期間  
令和8年6月12日（金）から令和8年6月30日（火）（**当日消印有効**）
- (4) 募集区画の面積や使用料等  
募集区画は面積・位置・方向により当初使用料や年間使用料が異なります。  
詳しくは8～15ページの募集区画内容詳細及び募集区画図をご覧ください。

### 2 申込方法

- (1) 必要な書類  
この案内書についている尼崎市弥生ヶ丘墓園墓地使用申込書・抽選番号通知書・抽選結果通知書の赤色の枠内に必要事項を記入のうえ、切り離さずに所定欄に切手を貼り、所定の封筒に入れて、申込期間内に郵送してください。  
記入方法については、21ページの記入要領を参照してください。
- (2) 注意点  
**申込方法は郵送のみです。窓口での直接申込みは受付できません。**  
令和8年6月30日（火）にポストへ投函された場合、収集時間によっては翌日の消印が押され、無効となる場合があります。早めに投函してください。

### 3 問合せ先

電話は非常に混み合います。ご了承ください。

16～20ページ以降の「よくある質問」もご覧ください。

尼崎市立弥生ヶ丘斎場 管理事務所

〒661-0970 尼崎市弥生ヶ丘町1-1

TEL：06-6491-2520

E-mail：yayoigaoka.saijo@obayashi-f.co.jp

（午前9時00分～午後5時30分、土日も問い合わせ可（ただし友引日は休日））

#### 4 申込資格（3ページのフロー図もご覧ください）

申込みにあたっては、次の（１）～（６）の**すべての項目に該当**する必要があります。

（１）申込者は令和８年４月１日以前より尼崎市内に住所登録がある世帯主である。

※当選後に、住民票の写しを提出していただきます。

（２）申込者又はその世帯員が尼崎市弥生ヶ丘墓園の使用許可を受けていない。

（３）申込みは、１区画かつ１通のみとし、複数申込みはできません。

※**必ず募集番号を決めたうえで申込みしてください。**

区画によって、面積・位置・方向などにより、使用料が異なります。詳細は８～９ページの募集区画内容をご確認ください。事前に現地をご確認いただくことをおすすめします。

（４）申込者の配偶者・血族一親等・姻族一親等のいずれかの方の遺骨が自宅または他の墓地等にあり、申込者またはその配偶者がある遺骨の祭祀をつかさどる者である。

※当選後に、次のいずれかの書類を提出していただきます。

- ・自宅に遺骨がある場合：火葬許可証
- ・他の墓地等に遺骨がある場合：埋蔵等証明証

※血族一親等または姻族一親等の範囲は、次の①～③のとおり。

①実父・義父・養父 ②実母・義母・養母 ③実子・義子・養子

※条件を満たす**遺骨が複数ある場合は、代表としていずれか１人の遺骨**で申込みを行ってください。当選後に複数の遺骨を埋蔵することは可能です。ただし、遺骨を２箇所以上に分けて埋蔵する「分骨」はできません。

【祭祀をつかさどる者とは】

葬儀の喪主や法事の施主等を務めた方、または遺言により指定された方など、ご親族の同意のもと遺骨を管理していることが確認できる方となります。

※当選後に、以下①～④のいずれかの書類を提出していただきます。

①葬儀の喪主が分かる会葬礼状や葬儀の領収書 ②法事の場合は寺院発行の証明書 ③遺言状の写し ④現在お持ちのお墓の権利書 等

※以下の場合は申込みできません。

- ・遺骨が既に合葬式墓地や共同埋蔵されている等で遺骨が取り出せない場合
- ・遺品、遺髪、死産児のみによる申込み

（５）同一の遺骨について、他の方が申込みをしていないこと。

（６）使用許可を受けた日から１年以内に、墓碑等の必要な設備を設け、納骨できること。

【遵守事項】

- ・市の条例により、墓碑は１区画に１基しか建立できません。
- ・墓碑への刻字は、申込者の名字（旧姓を含む）や建立者名等の転貸防止に十分と認める刻字をしていただきます。不明な場合はお問い合わせください。
- ・建立者名の刻字をする場合は、原則として申込者の名前を刻字してください。申込者以外の名前を刻字する場合は、申込者との連名としてください。ただし、他の墓地で使用していた碑石を移設する場合は、建立者名が申込者でなくても差し支えありません。

弥生ヶ丘墓園の墓地は市の土地であり、公正な手続きの観点から、たとえ申込資格があっても、**下記のような場合は申込みが無効又は当選後の審査で失格となります。**

①申込書送付の消印が期限を超過している

②他の墓地等に埋蔵されている配偶者の子の遺骨で、配偶者とその子の父又は母の間で合意なしに申込みしている

③虚偽の記載がある等、申込みや書類審査に係る行為において不正が認められる

◎申込みフロー図

申込資格の有無について、下記の矢印に従ってご確認ください。

<スタート>

(1) 申込者は令和8年4月1日以前より尼崎市内に住所があることを確認できる世帯主である。

いいえ

はい

(2) 申込者及びその世帯員は尼崎市弥生ヶ丘墓園にお墓を持っていない。

いいえ

はい

(3) 申込みは1区画1通のみであり、複数の申込みをしていない。

いいえ

はい

(4) 次の①～④のいずれかの方の遺骨が、自宅または他の墓地等にある、申込者またはその配偶者が、その遺骨の祭祀をつかさどる者である。

いいえ

- ① 実父・義父・養父
- ② 実母・義母・養母
- ③ 実子・義子・養子
- ④ 配偶者

※祭祀をつかさどる者とは、葬儀の喪主や法事の施主等を務めた方や遺言により指定された方、他のお墓の権利書をお持ちの方など、遺骨の方のご親族が同意のうえ遺骨を管理していることが確認できる方となります。

はい

(5) その遺骨で親族等が申込みをしていない。

いいえ

はい

(6) その遺骨は2箇所以上に分けて納骨する「分骨」ではなく、1人分の全ての遺骨を当選後の墓地に納骨する。

いいえ

はい

(7) 使用料の納付など条例等を遵守し、使用許可日から1年以内に墓碑等を建設し、申込書に記入した方の遺骨を納骨できる。

いいえ

はい

申込みできます

申込みできません

○フロー図は簡略化しているため、図の条件を満たしていても、申込みが無効または当選後の審査で失格となる場合があります。詳しくは、2ページをご確認ください。

○申込資格については、抽選後に戸籍謄本、住民票の写し、火葬証明や埋蔵証明、親族の同意書等の必要な書類を確認させていただき、厳格な審査を行います。

## 5 申込状況の公表

区画ごとの申込状況について、途中経過は令和8年6月26日（金）に、最終結果は令和8年7月上旬に弥生ヶ丘墓園休憩所、保健所及び市役所本庁1階の掲示板や、市ホームページでお知らせします。**個別の問合せには一切お答えできません。**

市ホームページでご覧になる場合は、「[尼崎市ホームページトップページ](#)」→「[くらし・手続き](#)」→「[斎場・墓園・葬儀](#)」→「[墓園](#)」→「[尼崎市弥生ヶ丘墓園墓地使用申込の申込状況・抽選結果](#)」の順でページを開くか、トップページ中段にある「[市報 ID 検索](#)」欄にID「1025044」を入力すると閲覧できます。

※申込状況は掲載日の前日の申込書到着分までの数値です。

辞退等により申込数が変わることや、申込状況の公表により当初倍率が低い区画への申込数が増えるといったことが予想されるため、あくまで参考値です。

## 6 現地の確認

墓園内に案内看板を設置しておりますので、自由にご確認ください。

**現地でのご案内等は行っておりませんので、ご了承ください。**

また、現地確認中は墓参者へのご配慮をお願いします。

**※斎場の駐車場（弥生線の東側）は利用しないでください。**

※お昼の時間帯や土・日・祝日は、墓園駐車場及び周辺道路の混雑が予想されます。

墓参者へご配慮いただき、できるだけバス等の公共交通機関のご利用をお願いします。

※墓園内での広告や営業行為は一切禁止しています。本市が特定の業者を指定したり、紹介することはありません。

※現地確認は墓地抽選における当落には関係ありませんが、募集番号を決めて申込みいただく必要があるため、直接現地を確認することを推奨しています。

**また、あっせんを希望される方はあらかじめ申し込み区画以外の区画についても希望の有無を検討ください。あっせんについては5ページを参照ください。**

※墓園には屋根がありません。お越しの際は熱中症等に十分お気をつけください。

## 7 抽選

### (1) 抽選番号の通知

申込受付後、抽選番号通知書を郵送します。通知書は7月上旬に発送予定です。

### (2) 公開抽選会

令和8年7月16日（木）午後2時から、**尼崎市立弥生ヶ丘斎場**（尼崎市弥生ヶ丘町1-1）で実施します。

※公開抽選会を実施します。ご出席の有無は当落結果に一切影響はありません。

※弥生ヶ丘墓園には十分な駐車場がありませんので、公共交通機関のご利用をお願いします。また、弥生ヶ丘斎場の駐車場はご利用いただけません。

#### ア 抽選方法

区画ごとに抽選を行い、当選者及び補欠1～3の計4人を決定します。また、合わせてあっせん順位の決定を行います。

#### イ 抽選結果

有効な申込者全員に抽選の結果を抽選結果通知書によりお知らせします。通知書は7月下旬に発送予定です。

また、抽選結果は、令和8年7月17日（金）から令和8年7月31日（金）ま

で弥生ヶ丘墓園休憩所、保健所、市役所本庁1階の掲示板及び市ホームページでお知らせします。掲示期間が過ぎた場合は、申込者ご本人が、免許証等の本人確認書類をご持参の上、弥生ヶ丘斎場管理事務所までお越しください。

## 8 あっせんについて

- (1) 募集締切後、申込みのなかった募集区画を対象にあっせんを行います。
- (2) あっせんの対象者は、抽選で落選及び補欠の方のうちあっせんを希望する方の中から抽選で決定します。この抽選により、あっせんの対象者及びあっせん順位を決定します。
- (3) 決定したあっせん順位に従い、順番にあっせんのご案内を行います。  
そのため、全てのあっせん対象区画に申込みがあった時点で、あっせんを終了します。  
また、自身のあっせん時に希望に合う区画が無い場合があります。
- (4) あっせんの対象人数は、申込みのなかった区画数の2倍を予定しています。
- (5) あっせんの対象者となり、あっせん区画に決定した場合、補欠資格は失効します。
- (6) 補欠の方が、当選者の辞退等により繰上当選した場合、あっせんの対象外となります。
- (7) あっせんは順番にご案内するため、案内から希望受付の締切までの対応時間が短くなる場合があります、また、順位に応じてご案内までに時間を要します。あっせんを希望される方は、事前に申込み区画以外の区画についても希望の有無を検討してください。  
※連絡が取れない場合、あっせんができない場合があります。  
※あっせん制度は、申込みのなかった区画についてあっせんを行うもので、墓地の使用を確約するものではありません。  
※あっせんのみでの申込みはできません。

## 9 当選後の審査等

- (1) 資格審査  
当選者の方には、弥生ヶ丘斎場に来所いただき資格審査を実施します。日程などのご案内を8月上旬から別途お送りします。  
以下の書類をご提出いただくことになります。  
ア 墓地使用許可申請書（市の様式）  
イ 申込者の住民票の写し（コピー可）  
世帯全員かつ本籍地が記載されており、交付から6ヶ月以内のもの  
ウ 申込者の戸籍謄本（コピー可）  
申込者と遺骨の方の続柄がわかるもの（続柄によっては、遺骨の方の戸籍等が必要になる場合があります）  
外国人の方はそれに代わる家族関係証明書等の公的書類で家族関係や遺骨の方との関係がわかるもの（原本）  
エ 申込書に記載された遺骨の方が確認できる資料  
（ア）遺骨が自宅にある場合  
火葬許可証（原本とコピー1部）  
（イ）遺骨が他の墓地又は納骨堂にある場合  
遺骨がある墓地等の管理者による遺骨埋蔵等の証明書（原本）  
オ 祭祀をつかさどる者であることがわかる資料（①～④のいずれか1つ）  
遺骨の方から見て申込者が配偶者である場合、この資料は不要です  
①遺骨の方の葬儀の喪主や法事等の施主を務めたことが分かるもの（会葬礼状等）

②遺骨がある墓地等の権利者であることがわかる書類（使用許可証等）

③次の両方

a 遺骨の方の戸籍、除籍謄本等（遺骨の方の配偶者及び子の全員が確認できるもの）

b 遺骨の方の配偶者及び子の全員について、ご存命の方の同意書又はご逝去されている方の死亡が確認できる書類

④遺言状のコピー（祭祀をつかさどる(墓を守る等)の記載等があること）

カ 誓約書

使用許可から1年以内に、墓碑等必要な設備を設け遺骨を埋蔵する旨の誓約書

キ 緊急等連絡先登録用紙

親族等で使用者に連絡がつかない場合の連絡先を設定してください

(2) 使用料の納付

当初使用料及び年間使用料を別に指定する時期までに全額納付していただきます。

納付期限は、書類審査の時期に応じて1か月程度を確保しますが、期限までに納付ができない場合は、失格となりますのでご注意ください。

(3) 使用許可証の交付

使用料の納付確認後、使用許可証を交付します。

○当選後の審査で、指定された書類が提出できない場合や、申込資格を満たしていない場合は失格となります。

○申込時に記載された遺骨を埋蔵しない場合は失格となります。

○第三者へ使用権を譲渡又は転貸した場合は、墓碑等の建立の有無に関わらず使用許可を取消します。

○申込みや書類審査に係る行為において、不正等が判明した場合には、使用許可後であっても使用許可を取消します。

## 10 申込から使用許可までの流れ

申込受付	申込状況公表(途中)	申込状況公表(最終)	抽選番号通知	公開抽選	抽選結果公表・通知	資格審査	納付期限	使用許可証交付
6月		7月			9月	10月	12月	
12日 ~30日	26日	上旬	16日	下旬	上旬~	下旬	1日	

※実際の日時については前後する可能性があります。

## 1 1 交通案内

バスをご利用の場合、弥生ヶ丘バス停で降車してください。

鉄道の駅(バス乗場)	バスのルート	所要時間
JR 尼崎駅(南側)	2 3 系統 戸ノ内行 ・ 2 4 系統 阪急園田行	約 2 0 分
阪急園田駅(南側)	2 3 系統 阪神尼崎行 ・ 2 4 系統 阪神杭瀬行	約 5 分
阪神尼崎駅(北側)	2 3 系統 戸ノ内行	約 3 0 分
阪神杭瀬駅	2 4 系統 阪急園田行	約 3 0 分

※所要時間は時間帯及び交通状況によって異なります。

## 1 2 その他

- (1) 弥生ヶ丘墓園内での広告や営業行為は禁止しており、市から特定の業者を指定や紹介することはありません。  
また、保健所、墓園管理事務所の窓口以外の場所で募集案内の配布以外の対応をすることはありません。
- (2) 当選者の方には、所定の納付書を用いて使用料の納付を行っていただきますので、電話で特定口座への振込みやA T Mの操作をお願いすることは一切ありません。
- (3) 募集区画のうち、辞退等により使用者が決定しなかった区画は、次回以降の募集で申込みを受付けます。
- (4) 申込者自身の墓地を確保する目的での申込みはできません。
- (5) 家族・親族を動員した複数申込みは、審査ですぐに判明し、無効や失格となります。

## 募集区画内容詳細

※新規の区画寸法は幅1メートル×奥行1.5メートルです。

※返還の区画寸法や現況は、区画ごとに異なりますので、墓石の設置に際しては当選後に墓石事業者等に実測して設計してもらう必要があります。

※墓地の現況は区画ごとに様々であることや、面積・位置・方向により使用料も異なることから、空いていればどこでも良いという申込みはできず、ご自分で場所を決めていただく必要があるため、申込者や家族が直接現地を確認することを推奨しています。あっせんを希望される方はあらかじめ申込み区画以外の区画についても希望の有無を検討ください。

募集番号	区	番号	枝番	面積 m <sup>2</sup>	種別	位置	方向	当初使用料	年間使用料
1	03	045	00	1.50	返還	9	西	¥338,580	¥2,250
2	03	081	00	1.50	返還	9	東	¥344,850	¥2,250
3	03	109	00	1.50	返還	1	西	¥363,660	¥2,250
4	03	199	00	3.00	返還	7	東	¥702,240	¥4,500
5	03	202	00	3.00	返還	4	東	¥721,050	¥4,500
6	03	294	00	3.00	返還	6	東	¥708,510	¥4,500
7	03	299	00	3.00	返還	7	東	¥702,240	¥4,500
8	03	302	00	3.00	返還	4	東	¥721,050	¥4,500
9	03	319	00	2.96	返還	7	西	¥680,504	¥4,440
10	03	362	00	3.00	返還	2	西	¥721,050	¥4,500
11	03	370	00	2.96	返還	10	西	¥661,944	¥4,440
12	03	438	00	7.50	返還	6	東	¥2,008,575	¥11,250
13	03	522	00	1.50	返還	10	東	¥341,715	¥2,250
14	03	538	00	1.48	返還	13	西	¥327,879	¥2,220
15	03	589	00	1.48	返還	15	東	¥334,065	¥2,220
16	03	618	00	1.50	返還	15	西	¥332,310	¥2,250
17	03	640	00	1.50	返還	1	東	¥369,930	¥2,250
18	03	652	00	1.50	返還	13	東	¥338,580	¥2,250
19	04	100	00	4.00	返還	2	東	¥1,043,640	¥6,000
20	04	187	00	4.00	返還	2	西	¥1,025,800	¥6,000
21	04	194	00	3.00	返還	9	西	¥677,160	¥4,500
22	04	238	00	3.00	返還	6	東	¥708,510	¥4,500
23	04	246	00	3.90	返還	3	西	¥991,458	¥5,850
24	04	254	00	2.90	返還	11	西	¥642,466	¥4,350
25	04	276	00	4.00	返還	4	東	¥1,025,800	¥6,000
26	04	299	00	4.00	返還	3	東	¥1,034,720	¥6,000
27	04	301	00	4.00	返還	1	東	¥1,052,560	¥6,000
28	04	343	00	4.95	返還	10	東	¥1,203,196	¥7,425
29	04	359	00	5.00	返還	8	西	¥1,215,350	¥7,500
30	04	364	00	5.00	返還	11	西	¥1,181,900	¥7,500
31	04	366	00	5.00	返還	9	西	¥1,204,200	¥7,500
32	04	398	00	7.41	返還	6	西	¥1,949,348	¥11,115
33	04	410	00	9.00	返還	1	西	¥2,474,280	¥13,500

## 募集区画内容詳細

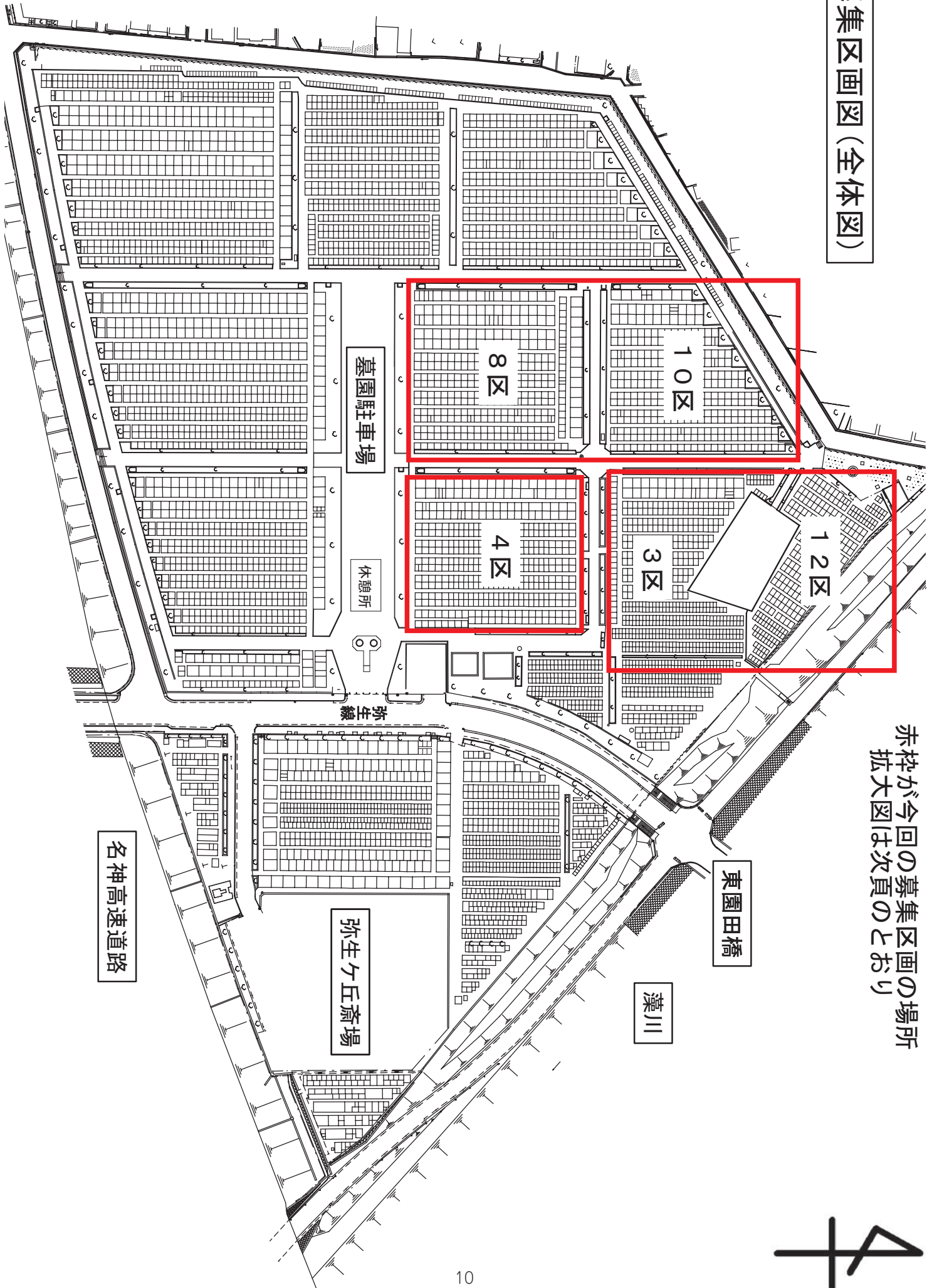
※新規の区画寸法は幅1メートル×奥行1.5メートルです。

※返還の区画寸法や現況は、区画ごとに異なりますので、墓石の設置に際しては当選後に墓石事業者等に実測して設計してもらう必要があります。

※墓地の現況は区画ごとに様々であることや、面積・位置・方向により使用料も異なることから、空いていればどこでも良いという申込みはできず、ご自分で場所を決めていただく必要があるため、申込者や家族が直接現地を確認することを推奨しています。あっせんを希望される方はあらかじめ申込み区画以外の区画についても希望の有無を検討ください。

募集 番号	区	番号	枝番	面積 m <sup>2</sup>	種別	位置	方向	当初使用料	年間使用料
34	08	019	00	4.00	返還	3	東	¥1,034,720	¥6,000
35	08	093	00	3.96	返還	9	東	¥971,388	¥5,940
36	08	104	00	4.00	返還	2	東	¥1,043,640	¥6,000
37	08	111	00	4.00	返還	6	西	¥990,120	¥6,000
38	08	120	00	4.00	返還	7	西	¥981,200	¥6,000
39	08	208	00	5.00	返還	3	西	¥1,271,100	¥7,500
40	08	260	00	7.80	返還	2	西	¥2,125,890	¥11,700
41	10	322	00	1.50	新規	4	南	¥366,795	¥2,250
42	10	323	00	1.50	新規	3	南	¥369,930	¥2,250
43	10	324	00	1.50	新規	2	南	¥373,065	¥2,250
44	10	325	00	1.50	新規	1	南	¥376,200	¥2,250
45	12	016	00	2.98	返還	2	東	¥728,699	¥4,470
46	12	060	00	3.00	返還	13	北	¥627,000	¥4,500
47	12	084	00	2.98	返還	5	北	¥660,189	¥4,470
48	12	132	00	3.00	返還	7	東	¥702,240	¥4,500
49	12	176	00	3.00	返還	7	東	¥702,240	¥4,500
50	12	224	00	1.50	返還	1	東	¥369,930	¥2,250

募集区画図(全体図)



赤枠が今回の募集区画の場所  
拡大図は次頁のとおり



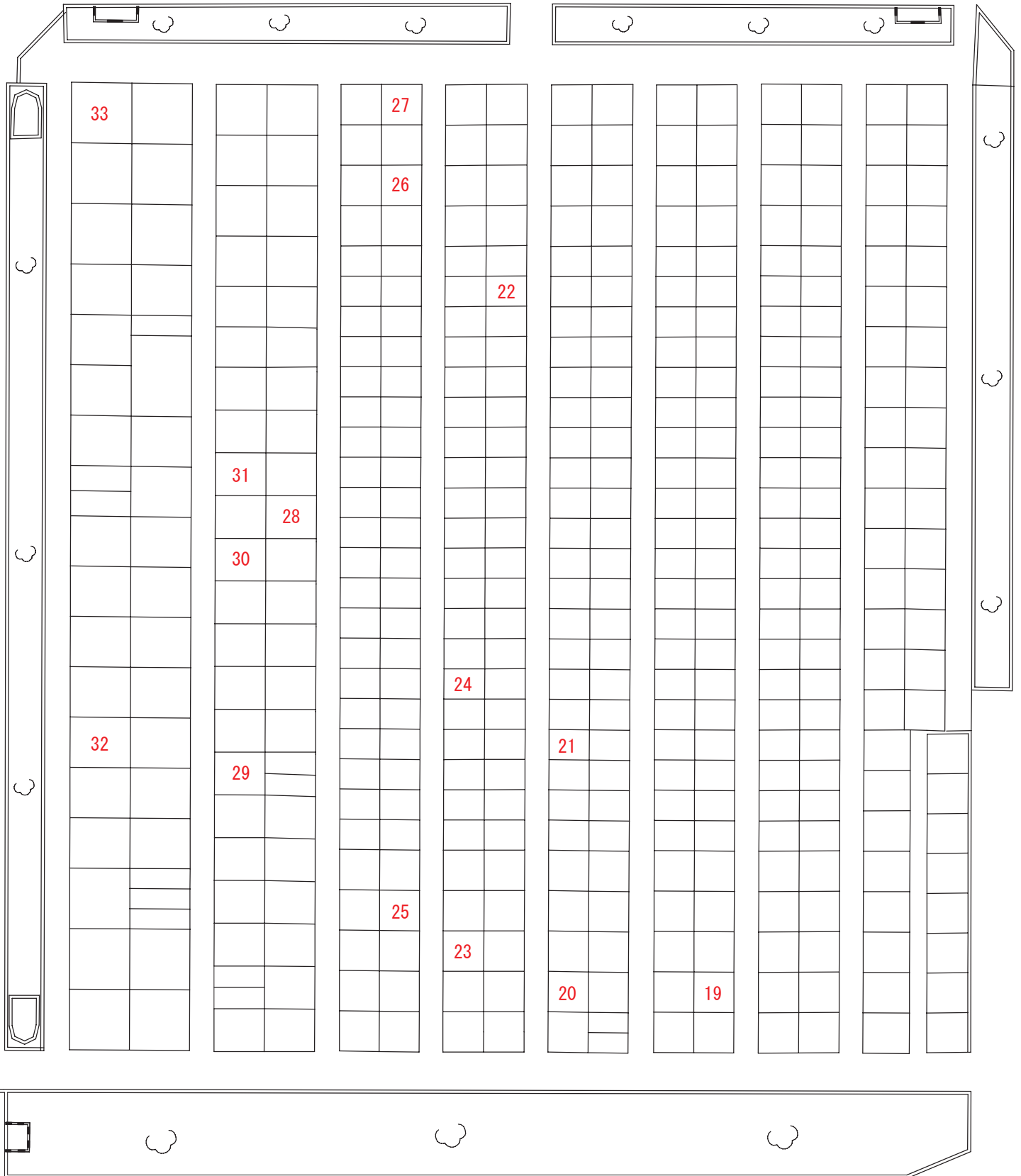
# 募集区画図（3区拡大図）

赤の数字が募集番号です



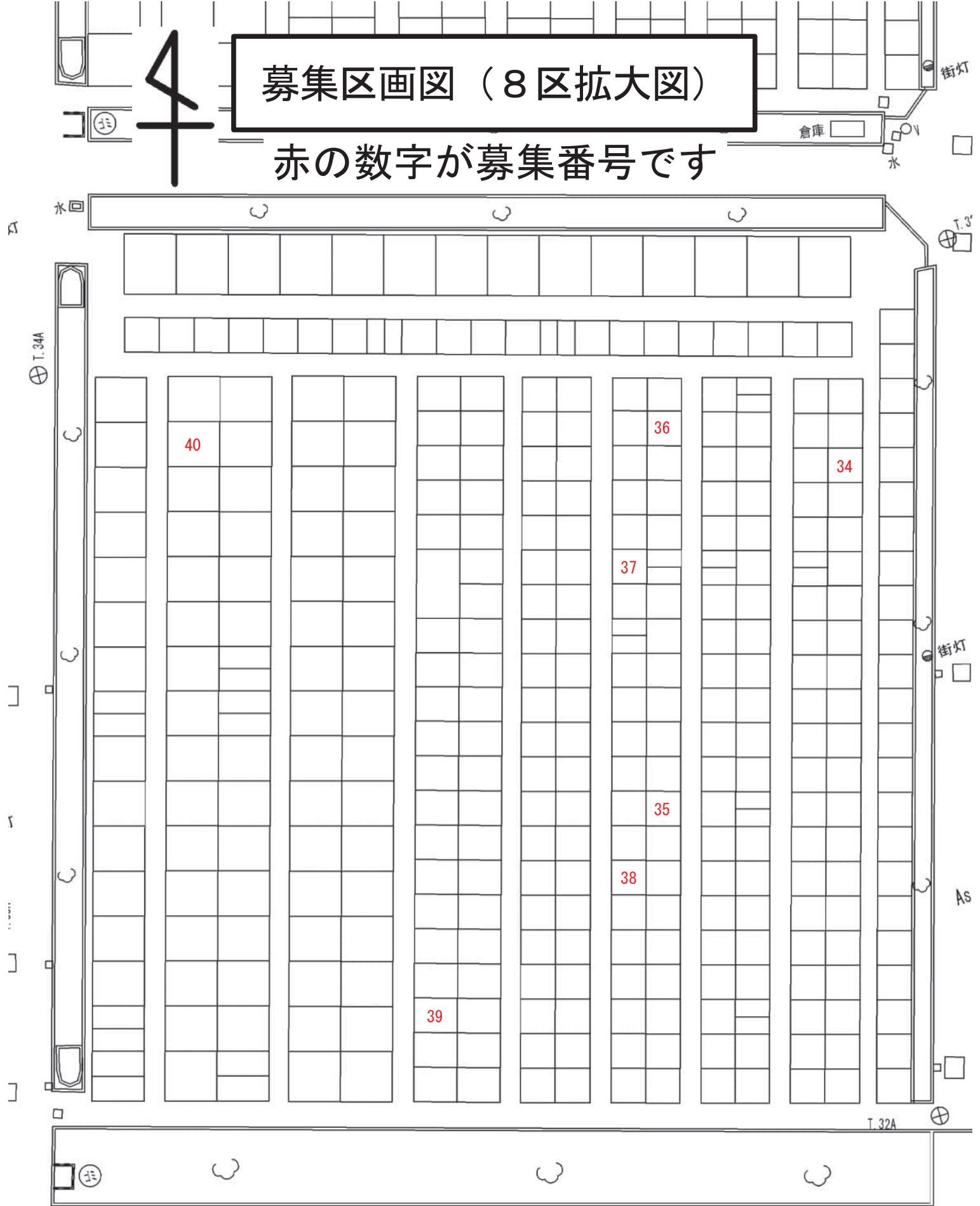
# 募集区画図（4区拡大図）

赤の数字が募集番号です



# 募集区画図（8区拡大図）

赤の数字が募集番号です



# 募集区画図（10区拡大図）



赤の数字が募集番号です





募集区画図（12区拡大図）

赤の数字が募集番号です



15

## よくある質問

### 【申込前】

Q1 募集区画内容詳細にある種別の新規・返還とは何か。

A 新規：新たに造成した区画です。

区画寸法は、全て幅1m×奥行1.5mです。

返還：他の方が使用していた墓地を、市に返還した区画です。

区画寸法や現況は、区画ごとに異なりますので、墓石の設置に際しては当選後に墓石事業者等に実測して設計してもらう必要があります。

Q2 募集区画内容詳細にある位置・方向とは何か。

A 位置：その墓地が、列の最も近い端から数えて何番目にあるかの数値です。

方向：墓地の中心から正面へ引いた線が、東西南北のいずれに近いかを示します。

Q3 申込書の書き方や、募集の詳細を教えてください。

A 問合せ先へお電話ください。

Q4 遺骨と申請者の名字が違うが申込みできるか。

A 申込資格を満たしていれば、申込みことができます。

墓碑への刻字は、申込者の名字（旧姓を含む）や建立者名等の転貸防止に十分と認める刻字をしていただきます。不明な場合はお問い合わせください。

建立者名の刻字をする場合は、原則として申込者の名前を刻字してください。申込者以外の名前を刻字する場合は、申込者との連名としてください。ただし、他の墓地で使用していた碑石を移設する場合は、建立者名が申込者でなくてもよいこととします。

Q5 申込資格を満たす者が高齢のため、代理で手続きを行いたい。

A 申込書に記載する氏名や住所は資格者本人である必要がありますが、連絡先の電話番号は代理の方でも構いません。

書類審査にあたっては、委任状をご用意いただく必要があります。

Q6 遺骨の続柄や状況（自宅・他の墓地等）によって、いずれかが優先されるのか。

A 優先はありません。当選後の手続き書類が異なりますので、あらかじめ記入していただいています。なお、いずれにも該当しない場合は、申込みできません。

Q7 他の墓地に遺骨があるが、埋蔵等証明証が提出できない場合はどうすれば良いか。

A 遺骨があるという証明であるため必ず必要であり、提出できなければ書類審査で失格となってしまいます。

様式は問いませんので、現に使用している墓地等がある自治体や、墓地等の近くにあるお寺等に相談するなどして、必ず入手してください。

Q8 現在使用している墓地にある碑石等に移設しても良いか。

A 原則として、当選した区画内に収まるのであれば、問題ありませんが、墓碑は1区画に1基しか建立できない等条例の設置基準に従っていただく必要があります。  
まずは、区画内に収まるか、ご自身で事前に現地をご確認ください。

Q9 申込む墓地番号について、空いているところならどこでも良い。

A 墓地の現況は区画ごとに様々であることや、面積・位置・方向により使用料も異なることから、空いていればどこでも良いという申込みはできず、必ずご自分で場所を決めていただく必要があります。申込みのなかった区画に限り、あっせんを実施しますので希望される場合はお申込みください。  
墓地番号の記入が無い場合は無効になりますのでご注意ください。

Q10 外国籍だが、申込みは本名と通称名のどちらでも良いのか。

A 申込者及び遺骨ともに、当選後に住民票や火葬許可証等で確認がとれる名前であれば、どちらでも構いません。

Q11 申込書を直接持参して提出したい。

A 公平を期するため、消印で申込期間内に申込みがあったことを確認できることから、郵送のみとしております。

Q12 所定の封筒をなくしたので、市販の封筒で送付しても良いか。

A 市販の封筒でも構いません。宛名は、問合先にある弥生ヶ丘斎場管理事務所になりますので、お間違えの無いようご注意ください。

Q13 複数の申込みをした場合はどうなるのか。

A 同じ申請者が2通以上の申込みをした場合、申込者と申込者の世帯員の両方が申込みをした場合、同じ遺骨で複数の世帯主が申込みをした場合などは、全ての申込みが無効となります。

Q14 遺骨はないが、将来の自分や子どものために申込みたい。

A 墓地を必要としている方が非常に多いため、遺骨が無い方は申込みできません。仮に申込んだ場合でも、無効または失格となります。

Q15 あっせんを希望し、あっせん対象者となった場合は必ずいずれかの区画に使用を申込みなければいけないか。

A あっせんは順位に従い順番に案内していくため、自身のあっせん時に希望に合う区画が無い場合があります。この場合あっせんを辞退することができます。

## 【申込後】

Q16 自分が申込んだ区画の倍率を知りたい。

A 区画ごとの申込状況について、途中経過は令和8年6月26日（金）に、最終結果は令和8年7月上旬に弥生ヶ丘墓園休憩所、保健所、市役所本庁1階の掲示板及び市ホームページでお知らせします。

個別の問合せには一切お答えできません。

申込状況は掲載日の前日の申込書到着分までの数値です。

辞退等により申込数が変わることや、申込状況の公表により当初倍率が低い区画への申込数が増えるといったことが予想されるため、あくまで参考情報です。

Q17 申込書を送ったが、内容を確認・訂正したい。

A 申込者ご本人が、免許証等の本人確認書類をご持参の上、弥生ヶ丘斎場管理事務所までお越しください。

Q18 申込書を送ったが、事情により辞退したい。

A 手続きが必要ですので、申込者ご本人が、免許証等の本人確認書類をご持参の上、弥生ヶ丘斎場管理事務所までお越しください。

Q19 申込書に不備があった場合は事前に連絡してほしい。

A 記載もれなど不備が受付段階において明らかな場合は、申込書記載の電話に連絡します。連絡がつかない場合は、訂正ができませんので無効となります。

Q20 申込書が無効になった場合、連絡はあるのか。

A 文書で通知します。

Q21 申込書は返却されるか。

A 返却はいたしません。申込者の個人情報については、今回の募集に係る事務以外の目的に使用することはありません。

## 【現地確認】

Q22 現地確認は必ずしなければならないのか。

A 墓地の現況は区画ごとに様々であることや、面積・位置・方向により使用料も異なることから、空いていればどこでも良いという申込みはできず、必ずご自分で場所を決めていただく必要があります。

そのため、必須ではありませんが、申込者やその家族が直接現地を確認することを強く推奨しています。また、あっせんを希望される方は申込み区画以外の区画についても希望の有無を検討ください。

Q23 現地を案内してもらいたい。

A 現地のご案内は行っておりません。弥生ヶ丘斎場管理事務所でも対応はできませんので、ご理解をお願いします。

Q24 現地確認について事前連絡は必要か。

A 連絡は不要です。

Q25 現地確認について時間は決まっているか。

A 時間についての制限はありません。

Q26 駐車場はあるか。

A 弥生ヶ丘墓園内に駐車場がございます（弥生線の道路の西側）。  
弥生ヶ丘斎場（弥生線の道路の東側）は葬儀の方専用ですので駐車できません。  
お昼の時間帯や土・日・祝日は、墓園駐車場及び周辺道路の混雑が予想されます。墓参者へご配慮いただき、できるだけバス等の交通機関のご利用をお願いします。

### 【抽選後】

Q27 当選後にすぐ墓地の使用権を承継(名義変更)したい。

A 使用許可日から1年以内に墓碑等を建設し、申込書に記入した方の遺骨を納骨するところまでは、当選者の方が行ってください。

Q28 当選後に、書類審査の期限までに必要書類を提出できない場合はどうなるのか。

A 募集事務は、非常に厳格かつ公正な手続きが求められております。  
そのため、当選したとしても、審査に必要な手続きが行えない場合は失格となり、補欠の方へ審査順位が移りますのでご注意ください。

Q29 書類審査後に、使用料を期限までに納付できない場合はどうなるのか。

A 募集事務にあたっては、非常に厳格かつ公正な手続きが求められております。  
そのため、期限までに納付できない場合は失格となり、補欠の方へ審査順位が移りますのでご注意ください。  
納付期限は10月下旬を予定していますが、書類審査の時期に応じて1か月程度を確保します。

Q30 落選後に、補欠の連絡はいつまで待てば良いか。

A 令和9年3月末までに連絡がなければ、繰上当選はありません。

Q31 当選者と補欠者が全員辞退した区画やあっせんによる使用者が決定しなかった区画は、どうなるのか。

A 今回の募集では使用者を決定せず、次回以降の募集を行う際の対象となります。

Q32 何度も応募して落選しているが、何か配慮等はないのか。

A 募集事務にあたっては、非常に厳格かつ公正な手続きが求められております。そのため、複数回の申込者に対する優遇等はありません。ご理解くださいますようお願いいたします。

### 【その他】

Q33 次回の墓地募集はいつか。

A 未定です。  
市営墓地の募集時期について、個別でのご回答はしていません。  
新規募集を行う際は、市報あまがさきと市ホームページで広報を行いますので、定期的にご確認ください。

Q34 前回の募集時の倍率を知りたい。

A 前回（令和7年度）の募集における平均倍率については、次のとおりです。

募集年度	募集区画数	応募者数	平均倍率
令和7年度	45	128	2.8

# 墓地使用申込書記入要領

(記入例) 募集番号 1 に申込み場合

○記入例を参考に、赤枠内を全て記入してください。

○申込書・抽選番号通知書・抽選結果通知書は切離さないでください。

## 令和8年度 尼崎市弥生ヶ丘墓園墓地使用申込書 尼崎市弥生ヶ丘墓園指定管理者あて

(1)	申込み墓地の募集番号	1
(2)	申込者氏名	(フリガナ) アマガサキ タロウ 尼崎 太郎 <small>※住民票の世帯主以外での申込みは無効となります</small>
(3)	申込者生年月日	大正・昭和・平成／西暦 31年 4月 1日
(4)	あっせん希望	※希望する場合は左欄に○
(5)	電話番号*	携帯 090 - 1234 - 5678 自宅 06 - 1234 - 5678 <small>*午前9時～午後5時に連絡が取れるもの *あっせん希望で且つ携帯電話がある場合、携帯を必ず記載</small>
<small>※必ずご親族等(お墓を継がれる方等)と相談してからお申込みください</small>		
(6)	緊急連絡先	氏名
		電話番号

(1) 希望する墓地の募集番号を記入してください。空欄は無効です。申込み後の変更はできません。

(2) 申込者の氏名を記入してください。フリガナは必須です。世帯主以外の申込みは無効です。

(3) 申込者の生年月日を記入してください。

(4) 申込み墓地の区画以外の区画についてのあっせんを希望される場合○をしてください。

(5) できる限り両方記入してください。午前9時～午後5時に連絡が取れる番号をお願いします。

あっせんについては特に電話連絡させていただくことが多いため、携帯電話をお持ちの方は携帯電話番号を記載してください。

(6) 親族等で申込者の方に連絡がつかない場合の連絡先を記入してください。

(7) 遺骨の方について、氏名を記入してください。条件を満たす遺骨が複数ある場合は、代表して1人だけ記入してください。続柄による優先はありません。

(8) 遺骨の方について、死亡年月日を記入してください。

(9) 申込者から見た、遺骨の方の続柄に該当する1つを○で囲んでください。いずれにも該当しない場合は申込みできません。当選後、申込者かその配偶者が遺骨の祭祀をつかさどる者であることを確認できる書類が必要です。

⑧～⑩の場合は、養子縁組であることを確認できる書類も必要になります。

(10) 1か2のどちらかを○で囲んでください。

## 埋蔵する予定の遺骨について

(7)	遺骨の方氏名	尼崎 花子 <small>※条件を満たす遺骨が複数ある場合は、代表していずれか1人</small>
(8)	遺骨の方死亡年月日	明治・大正・昭和・平成・令和／西暦 1年 12月 31日
(9)	申込者から見た続柄(①～⑩から1つだけに○)	①配偶者 ②実父 ③実母 ④実子 ⑤義父 ⑥義母 ⑦義子 ⑧養父 ⑨養母 ⑩養子
(10)	遺骨の状況(どちらかに○)	① 自宅保管 当選後に火葬許可証を提出 2 他の墓地等 当選後に埋蔵等証明証を提出

### <注意事項>

○この申込書だけでなく、抽選番号通知書・抽選結果通知書・封筒についても、赤枠内を全て記入し、切手を貼付する必要があります。

○封筒裏面のチェック項目もご確認ください。

○毎回、記入漏れによる不備が多くなっております。慎重に確認してから申込みください。